

# 7年前泣き寝入りの事故 症状再発――

「労災隠し」で補償を受けられなかつた7年前の事故による右腕の痛みが再発したとして、30歳代のフィリピン人男性が提出した労災申請について、埼玉県・行田労働基準監督署が認定し、治療費などの支払いを決定していたことが7日、分かた。事故発生直後に労災の届けがなくとも、事故と、その後の症状の再発に因果関係があるとして労災保険で救済できることを示した珍しいケース。「労災隠し」にあつた被災労働者にとって朗報となりそうだ。

## 埼玉・労基署

この男性は、1993年11月に埼玉県内の建設現場で鉄骨の組み立て作業中、誤つて右腕を鉄骨に挟んで骨折した。会社側は、労働安全衛生法で義務づけられた死傷病報告を行田労基署に提出せず、労災申請についても男性に説明しなかつたといふ。

男性は同県内の接骨院に通院したが、治療費が払えず治療をストップ。その後、痛みに耐えられず、98年に病院に行つたが、完治しなかつた。

なくせ  
労災隠し

# 治療費など支払い決定

同センターは「事故時に

労災隠しがなれば、けがも完治していただと思う。労災隠しでいったんは泣き寝入りした人も、その後、事故が原因の症状の再発があれば労災認定される可能性があることを示すもので、労基署の認定 자체は評価できる」と話している。

◇ 清水 勝

労災に関するご意見、情報をお寄せください。手紙(〒530-8251 住所不要)かファクス(06-6346-8228)、Eメール(o.tokuhou@mbx.mainichi.co.jp)

では、療養(治療)給付や休業給付の時効は2年と定められているが、労災保険未適用の事故に起因して症状が再発したケースは保険適用の可否の規定がないことが分かた。そのため「被災当時の治療は時効だが、再発扱いで認定は可能」として、今年5月に同労基署に労災申請した。

同労基署は、「7年前の

事故によるけがの治療が不具合で、現在の症状に至つた」と判断し、同8月、治療を再開した同3月からの治療費を療養給付として支給することを決めた。